

まちづくりキャッチフレーズ

## あふれる笑顔 豊かな緑

### 交流とふれあいのまち倉吉



#### ●主な内容●

- 個人の市・県民税の税制改正 ..... 2
- 企業立地促進補助金制度改正 ..... 3
- 梅雨・台風シーズンを前に！ ..... 4
- くらしに役立つ金融・経済セミナー ..... 5
- 安野光雅展 ..... 6
- ハート・バリアフリー ..... 7
- 遙かな町へ／韓日記 ..... 8
- インフォメーション ..... 9～14
- 健康ファイル ..... 15
- どうぞ・どうぞ／きてみてね／地区の話題 ..... 16

## 倉吉市合併記念式典 市民芸能文化フェア

倉吉市と関金町との合併を記念して式典と、市民芸能文化フェアが5月21日（土）倉吉未来中心大ホールで開催され、多くの市民が参加し、ともに祝いました。

# 2005 6・1

# 個人の市・県民税の税制が改正されます (お知らせ)

## 平成 17 年度分以降に実施される税制改正内容

	改正内容	改正後	改正前
①	納税義務のある夫と同じ市町村に住所を有する生計一の妻の均等割非課税措置の段階的廃止	平成 17 年度 : 1/2 を課税。市 1,500 円 県 500 円 平成 18 年度以降 : 全額課税。市 3,000 円 県 1,000 円 (平成 17 年度以降、森林環境保全税 300 円を県民税に上乗せします)	均等割を非課税とする
②	配偶者控除と配偶者特別控除との重複取得の廃止 (配偶者控除と配偶者特別控除のいずれか一方しか取得できなくなりました)	所得 0 ~ 380,000 円までは配偶者控除のみ取得できる 所得 380,001 円 ~ 759,999 円まで段階的に配偶者特別控除を取得できる	所得 0 ~ 380,000 円までは配偶者控除を取得できる 所得 0 円 ~ 759,999 円まで段階的に配偶者特別控除を取得できる
③	分離長期譲渡の税率	5% (市 3.4% 県 1.6%)	6% (市 4% 県 2%)
④	分離短期譲渡の税率	9% (市 6% 県 3%)	12% (市 9%, 県 3%) または上積 税額 × 110% のいずれか多い税額
⑤	分離長期譲渡の 100 万円控除廃止	廃止	100 万円を控除
⑥	分離譲渡とその他の所得との損益通算の廃止	分離長期譲渡と分離短期譲渡の間のみ認められる	譲渡所得以外の所得との通算が認められる
⑦	配当割の税額控除の創設	平成 17 ~ 20 年度 3% (市 2% 県 1%) … 優遇税率 平成 21 年度以降 5% (市 3.4% 県 1.6%)	なし
⑧	株式等譲渡所得割の税額控除の創設	平成 17 ~ 20 年度 3% (市 2% 県 1%) … 優遇税率 平成 21 年度以降 5% (市 3.4% 県 1.6%)	なし

\* 上記③と④の区別は、譲渡した年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年超を「長期」、5 年以下を「短期」と区別します。

### その他

#### 1. 森林環境保全税の創設

鳥取県では平成 17 年度以降の個人県民税の均等割額に 300 円を上乗せし、森林環境保全税を徴収します。

#### 2. 前納報奨金の廃止

倉吉市では平成 17 年度以降の前納報奨金を廃止しました。(固定資産税・国民健康保険料も廃止しました。)

なお、口座振替で「全期前納」を申込み済みの人で、「期別納付」に変更されたい人は、市税務課または国民健康保険課に、お問い合わせください。

## 平成 18 年度分以降に実施される税制改正内容

	改正内容	改正後	改正前
①	老年者控除の廃止 (その年の 1 月 1 日現在で 65 歳に達していた人)	廃止	所得控除 : 48 万円
②	年齢 65 歳以上の人の公的年金等控除額の縮小 (他の所得でいう必要経費に相当するもの) (その年の 1 月 1 日現在で 65 歳に達していた人)	最低保障額 : 120 万円 定額控除 : 50 万円	最低保障額 : 140 万円 定額控除 : 100 万円
③	年齢 65 歳以上の人の人的非課税の段階的廃止 (前年の合計所得が 125 万円以下の人の非課税措置の廃止) (平成 18 年 1 月 1 日現在で 65 歳に達していた人)	平成 18 年度 : 所得割・均等割を 1 / 3 課税 平成 19 年度 : 所得割・均等割を 2 / 3 課税 平成 20 年度以降 : 全額課税	所得割・均等割のいずれも非課税
④	定率減税の縮減	税額の 7.5% を控除 (上限 2 万円)	税額の 15% を控除 (上限 4 万円)

(参考) 上記②の改正による、年齢 65 歳以上の人の公的年金の所得計算は次のとおり変更となります。

平成 18 年度分以降		平成 17 年度分まで	
収入金額	所得金額	収入金額	所得金額
330 万円以下	収入金額 - 120 万円	260 万円以下	収入金額 - 140 万円
410 万円以下	収入金額 × 0.75 - 37.5 万円	460 万円以下	収入金額 × 0.75 - 75 万円
770 万円以下	収入金額 × 0.85 - 78.5 万円	820 万円以下	収入金額 × 0.85 - 121 万円
770 万円超	収入金額 × 0.95 - 155.5 万円	820 万円超	収入金額 × 0.95 - 203 万円



# 企業立地促進補助金制度が改正になりました

企業誘致による市民の雇用確保、経済の活性化を実現するため、企業立地促進補助金により、企業の新設、増設を支援していますが、今回、現行制度では対象外となっていた、中小規模企業について補助金の交付要件を緩和し、中小規模企業の育成を図る制度として充実させるため、補助金制度の改正を行いました。

なお、同時に、補助率の引下げ、限度額の引下げなど制度内容を変更しました。

【主な改正内容】 太線で囲んだ  部分が新設。下線部分が改正箇所

## ＜改正後＞新制度

補助対象事業	投下固定資産額	新規常用雇用者数	補助金額	限度額	特記事項
製造業 その他市長が地域経済の活性化に寄与すると認める事業	5億円超	10人以上	投下固定資産額 × 3%	<u>3千万円</u>	埋蔵文化財調査費 × 10% (限度額 1千万円)
	1億円超	5人以上	投下固定資産額 × 3%	<u>1千5百万円</u>	
“(常用雇用者数 30 人未満の企業に限る) (新設)”	3千万円超	2人以上	投下固定資産額 × 3%	3百万円	

## ＜改正前＞

補助対象事業	投下固定資産額	新規常用雇用者数	補助金額	限度額	特記事項
製造業 その他市長が地域経済の活性化に寄与すると認める事業	5億円超	10人以上	投下固定資産額 × 10%	<u>1億円</u>	埋蔵文化財調査費 × 30% (限度額 3千万円)
	1億円超	5人以上	投下固定資産額 × 10%	<u>5千万円</u>	

※問い合わせ先：商工観光課 企業立地推進室 (☎ 22-8129/ ☎ 22-8136)

関金温泉をはじめ、三朝、はわい、東郷の4つの温泉と、倉吉市、三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町、琴浦町、そして岡山県蒜山地域の自治体や観光協会、旅館組合などの観光関連組織で構成する広域観光協議会が、4月1日に「とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会」として新たに生まれ変わりました。



好評だった足湯コーナー

とっとり梨の花温泉郷  
広域観光協議会発足

関金温泉をはじめ、三朝、はわい、東郷の4つの温泉と、倉吉市、三朝町、北条町、大栄町、湯梨浜町、琴浦町、そして岡山県蒜山地域の自治体や観光協会、旅館組合などの観光関連組織で構成する広域観光協議会が、4月1日に「とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会」として新たに生まれ変わりました。

このエリアならではの新しい観光魅力を創りあげていきます。

※問い合わせ先…とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会事務局（倉吉市商工観光課内）（☎ 22-8158 / ☎ 22-8136）

# 梅雨・台風シーズンを前に！

## 日ごろから災害に備えましょう

梅雨 台風の時期を迎えるに当たり、災害から家族の生命と財産を守るため、今一度、わが家の備え、近隣の備え、地域の備えを確認しましょう。

### 【強風・大雨に備えて】

強風・大雨の時に屋外に出るのは危険です。テレビ・ラジオなどの気象情報に注意し、早めに対策をとりましょう。

- ・屋外を点検し、風で飛ばされそうな物はしっかりと固定する。
- ・大雨のおそれがあるときは、排水口などに溜まっている泥、ゴミなどを取り除いておく。また、家屋浸水対策のため、農業用水路内の堰板はすべてはすしておく。
- ・雨戸を閉めたり、割れたガラスの飛散を防ぐため、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- ・家の周りに崖崩れなどの危険な場所がないかを確認しておく。

### 【地震に備えて】

地震はいつ起るか分かりません。日ごろから屋内・外を点検し、被害の防止に努めましょう。家具は転倒しないように固定し、食器棚などのガラス部分には、飛散防止フィルムを貼る。万が一、家具が倒れてきてもケガをしないように家具の配置と寝る位置を工夫する。

・消火器 救急箱などの置き場所を確認しておく。

### 【災害に備えて】

災害が発生したとき、必ずしも家族が一緒にいるとは限りません。ひとりで混乱しないため、災害時にどうすればよいかを家族で話し合っておくことが必要です。

- ・全戸配布している「地震・洪水ハザードマップ」で避難場所を確認し、安全な避難ルートを決めておく。
- ・避難するときは、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切り、戸締まりなどを確認し、隣近所で声を掛け合つて避難する。特に、高齢者・障害者・子どもに配慮し、地域住民が協力して避難する。
- ・公民館を単位として自主防災組織を結成し、自主防災活動や地域で行われる防災訓練へ積極的に参加する。

### 【非常持ち出し品】

普段からリュックなどの背負い式バッグに持ち出し品を入れておきましょう。

### 《持ち出し品の例》

- ・貴重品（現金、通帳など）
- ・食料、飲料水（3日分程度）
- ・携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池
- ・救急医薬品類

・衣類（下着、タオル、底の厚い靴など）
- ・生活用品（雨具、軍手、コップ、ティッシュペーパーなど）
- ・家族の状況に応じた必要物品（看護用品、おむつなど）

### 【安全確認】

災害時に気がかりな家族や知人の安全を確認する手段として、NTT各社が提供する「災害用伝言ダイヤル『171』」や「iモード災害用伝言板サービス」を覚えておき、いざというときに活用しましょう。

### 【防災情報の提供】

防災行政無線を使用して放送した防災情報は、本市のホームページに掲載しています。なお、その内容は、携帯電話からも確認できますので御利用ください。

### 《携帯サイト》

<http://www.city.kurayoshi.tottori.jp/m/gyousei/bousai/>  
 ※問い合わせ先：総務課  
 ☎ 22-8162 / FAX 22-1087



## 防災センター「くら用心」オープン

平成15年5月13日の未明に、「肥料桑田」の建物から火災が発生し、建物が消失して2年たちました。多くの市民から火災跡地の復興を願ってたくさんのお金が寄せられたこの地に、二度とこのような火災が起らないようにと、防災センター「くら用心」がオープンしました。



2年後のこの日、オープンを記念して京都市景観企画課の梅津章子氏（前文化庁技官）より、「京都市における景観保全施策と防災事業の取組み」について防災事業の先進地のようすを聞きました。



## 6月は土砂災害防止月間

土砂災害は、降雨などに伴い突然発生し、私たちの生命や財産を一瞬にして奪い、地域に深刻な被害をもたらします。

もしものときのために、日ごろから次のことに備えましょう。

1. 避難する道に危険な場所がないか、日ごろから調べておきましょう。
2. 土砂災害の多くは雨が原因で起こります。1時間20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら要注意！気象情報などに気を配りましょう。
3. 危険箇所図は最寄りの土木事務所、市町村役場などで見ることができます。日ごろからどこが危険か、避難場所はどこか確認しておきましょう。

※問い合わせ先：建設課  
 ☎ 22-8169 / FAX 22-8179

